

□質問

マラキ書 3 章 8～10 節に基づき、「什一献金（じゅういち・けんきん）」＝収入の十分の一を教会に捧げることは、私たち信者の義務と考えてよろしいのでしょうか。

マラキ 3 : 8～10 人は、神のものを盗むことができようか。だが、あなたがたはわたしのものを盗んでいる。しかも、あなたがたは言う。「どのようにして、私たちはあなたのものを盗んだでしょうか」と。十分の一と奉納物においてだ。あなたがたは、甚だしくのろわれている。あなたがたは、わたしのものを盗んでいる。この民のすべてが盗んでいる。十分の一をことごとく、宝物倉に携えて来て、わたしの家の食物とせよ。こうしてわたいを試してみよ。一万軍の主は言われる― わたしがあなたがたのために天の窓を開き、あふれるばかりの祝福をあなたがたに注ぐかどうか。

□回答

マラキ書 3 章 8～10 節は、現代の教会に適用すべき箇所ではありません。収入の十分の一を教会にささげるといような命令も、聖書にはありません。私たちは、匿名・自由の原則に立って、自発的に喜んで、宣教活動や奉仕者を支えるために献金します。

預言者マラキは、「この民」（マラキ 3 : 9）、すなわちイスラエル民族に対して語っています。そして、「十分の一と奉納物」（マラキ 3 : 8）とは、モーセの律法によってイスラエルの人々にささげるように命じられたものです（レビ 27 : 30）

「十分の一」は、イスラエル民族が産する農産物と家畜の十分の一を、イスラエル 12 部族のうちのひとつ、レビ族に与えるものです。これにより、割り当て地を持たないレビ族の生活が成り立ち、祭司をはじめレビ族が、幕屋、のちには神殿での職務に従事することができました（民 18 : 20～24）。

「奉納物」は、各種のいけにえ及びささげ物です。それによって、律法で定められた祭儀を執り行うためですが、一部には、祭司に与えるもの（レビ 7 : 32～36）、幕屋や神殿を維持するための費用を賄うためのもの（出 30 : 12～16）もありました。

「十分の一と奉納物」を捧げることは、イスラエル民族の義務だったのです。このように、マラキ書 3 章 8～10 節は、モーセの律法のもとにあったイスラエル民族に対して言われているものです。現代の教会に適用すべき箇所ではありません。

ルカ 11 章 42 節では、イエスご自身が、「十分の一もおろそかにしてはいけない」と教えています。

これは、まだモーセの律法が有効だった時のことです。イエスは、モーセの律法のもとにあったイスラエル民族の一人でした。イエスは、その生涯においてモーセの律法を完全に守りました。

そして、イエスは、十字架の死をもって、モーセの律法を終了させました。イエスご自身が完全な犠牲となられて、もはや律法が定める動物の犠牲は不要となったからです。

それでは、教会には、全く律法は関係ないのでしょうか。たしかに、モーセの律法は終わりました。しかし、それに代わる律法が登場しました。それが、「キリストの律法」です。キリストの律法は、新約聖書の中に記され、教会の信者たちが守るべき生活指針です。

では、キリストの律法は、献金について、どのように教えているのでしょうか。献金に関するルールは、次のとおりです。

1. 匿名で（マタイ 6：1～4）
2. 喜んで、自ら進んで＝義務ではなく、神の愛に対する応答として（Ⅱコリ 8：1～15）
3. 自分の心で決めたとおりに＝十分の一というような定型的なものではなく、自由に（Ⅱコリ 9：7）
4. 義務の履行ではなく、神から与えられた機会、恵みとして（Ⅱコリ 8：1、6）
5. 特に金銭や物を贈る相手先としては、
 - (1) 困窮するユダヤ人信者を助ける（ロマ 15：25～29、Ⅱコリ 9：12）
 - (2) 奉仕者を助ける（Ⅱコリ 11：9 マケドニアの信者がパウロを助けた、ピリピ 4：15）
 - (3) 信仰の家族を助ける（ガラ 6：10）
6. 福音宣教に奉仕する献身者は、場合によっては、経済的サポートを得ないで、自分の手で働いて生活し、宣教することもある（Ⅰコリ 4：11～13、9：1～18）
7. 福音宣教を利得の手段としてはならない、福音宣教を通して金持ちになることを目指してはならない（Ⅰテモテ 6：6～10）

結論： マラキ書 3 章 8～10 節は、現代の教会に適用すべき箇所ではありません。収入の十分の一を教会にささげるというような命令も、聖書にはありません。私たちは、匿名・自由の原則に立って、自発的に喜んで、宣教活動や奉仕者を支えるために献金します。